

きなはいや伊方まつり 2025 企画運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、きなはいや伊方まつり 2025 企画運営業務委託の相手方となる委託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

きなはいや伊方まつり 2025 を実施するにあたり、町の観光振興及びタウンプロモーションの推進のため、当町の一大イベントとして町内外への広報 PR に加え、町内外からの関心を高めることで、周辺地域からの周遊促進および活力ある地域社会を実現するための元気なまちづくりに向けたイベントの実施を行うことを目的とする。このため、外部の企画会社に企画提案・運営を委託することで、業務の効率化を図るとともに、より専門的な視点からのアイデアやノウハウを取り入れた提案と運営を依頼するものである。

3. 業務内容の概要等

- (1) 業 務 名：きなはいや伊方まつり 2025 企画運営業務委託
- (2) 業務内容：別紙「きなはいや伊方まつり 2025 企画運営業務委託仕様書」に示すとおりとする。
- (3) 業務期間：契約締結日の翌日から令和 7 年 9 月 1 日まで（予定）
- (4) 委 託 料：（上限額）14,651,670 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4. 企画提案を求めるテーマ

企画提案は以下のすべてについて、その内容を簡潔に説明できる書類を作成すること。また、アピールポイントがあれば、記載すること。

- (1) メインステージにおけるイベントメニュー【2 点程度】（企画業務）
- (2) 町内外に向けての効果的な広報および広告（広報・広告業務）

5. 付随業務

採用された事業者は 4 で提案した業務に加えて以下の業務も行わなければならない。

なお、3-(4)において提示している委託料（上限額）については、以下の業務を含んだ金額を提示しているため留意すること。

詳細については、仕様書および設計書を別途提示する。

- (1) 会場設営業務
- (2) 仮設電気設置業務
- (3) 仮設トイレ・給排水設備設置業務

- (4) バリケード設置業務
- (5) 冷房設備業務
- (6) 警備・誘導業務
- (7) 夜間照明・音響業務
- (8) 計画書作成業務
- (9) 運営進行業務

6. 参加資格

プロポーザルの応募資格は、参加意向申出書提出日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、受託事業者特定までの間に応募資格を有しなくなった場合、その時点で失格となる。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められるものではないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- エ 伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3項に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。
- カ 本プロポーザルに関して、他の応募者の協力者（協力事務所）等になっていないこと。また、応募者に所属する者が、自ら応募者または他の応募者の協力者になっていないこと。
※協力者（＝協力事務所）とは、業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する者である。
- キ 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、本業務を遂行する能力を有すること。（過去（本年度以前5年間）に同規模以上のイベント企画・運営を元請けとして行った実績があること。）

7. プロポーザルのスケジュール

内 容	期 日
公募開始（ホームページに掲載）	令和7年4月18日（金）

質問書提出	令和7年4月24日（木）17：00まで
質問に対する回答	令和7年4月30日（水）17：00まで
参加表明書の提出	令和7年5月9日（金）17：00まで
企画提案書の提出	令和7年5月15日（木）17：00まで
審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）※	令和7年5月21日（水）※予定
審査結果の通知	令和7年5月22日（木）※予定

8. 参加表明書及び企画提案書の作成について

（1）参加表明書の提出

①提出書類（紙媒体）

	様式	提出部数
参加表明書	様式第1号	1部
業務実績調書（元請け業務のみ）	様式第2号	1部
担当者もしくは協力事務所の名称等	様式第3号	1部
会社の概要がわかるパンフレット等	任意	1部

②書類作成上の注意事項

ア．参加表明書及び関連資料は、別添の様式に基づき作成する。

イ．用紙の大きさはA4判タテ（片面印刷）とする

ウ．背表紙及びファイル等を付加したものは不可とする。

③提出方法等

ア．持参する場合

提出期限まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）の各日午前8時30分から午後5時00分までに提出すること。

イ．郵送する場合

提出期限必着とする。

④提出先

きなはいや伊方まつり2025実行委員会事務局

（2）企画提案書の提出

①企画提案書等作成上の留意事項

ア．提案書の提出は、1者1提案とし、効率的かつ簡潔、明瞭に表現すること。

イ．提案を補完するため、イメージ図等を使用（着色、彩色可）してもよい。

②提出図書一覧

	様式	用紙サイズ	提出部数
企画提案書	様式第4号	A4（タテ）	1部
企画提案書表紙	様式任意	A3（ヨコ）	9部

企画提案書	様式任意	A 3 (ヨコ)	9 部
業務見積書	様式任意	A 4	9 部

③書類作成上の注意事項

- ア. 用紙は片面印刷とする。
- イ. 印刷はカラーとしてもよい。
- ウ. 提案書表紙から業務見積書までは表の順番でまとめ、左上 1 カ所をステープラ留め、技術提案書を添えて提出する。なお、背表紙及びファイル等を付加したものは不可とする。

④提出方法等

- ア. 持参する場合
提出期限まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）の各日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分までに提出すること。
- イ. 郵送する場合
提出期限必着とする。

(3) 企画提案に関する質問

- ①質問の提出は、原則として電子メールによるものとし、訪問や電話による質問は受け付けない。
- ②質問の提出先
きなはいや伊方まつり 2 0 2 5 実行委員会事務局（中田、井上、山口）
メールアドレス：shokoshinko@town.ikata.ehime.jp
- ③質問書の記載事項
会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、質問内容
- ④回答方法
参加各社に対し、電子メールで回答する。

9. 審査の実施

審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日程等

- ①期日：「プロポーザルのスケジュール」による。
開始時間は決定次第、通知する。
- ②場所：伊方町役場 庁舎 3 階会議室（予定）
- ③時間：概ね 40 分（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分）
※順次個別に行う。順番は提出書類を受理した順に行う。

(2) 方法及び留意事項等

- ①プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という）

に求める内容は、企画提案書の内容に関するものとする。

- ②プレゼンテーション等には、プロジェクターを使用しパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを用いて説明することができる。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は町が用意するが、その他の機材については提案者において用意すること。
- ③プレゼンテーション等に使用する資材は、企画提案書とし、内容の変更や追加は認められない。ただし、パワーポイント等使用のための編集については可とする。
- ④プレゼンテーション等の実施時に、自己のプレゼンテーション等の出席時間以外の会場への入室は認めない。
- ⑤プレゼンテーション等への出席は1者につき3名以内とする。
- ⑥オンラインプレゼンテーションは不可とする。

(3) 業者選定

- ①審査は、きなはいや伊方まつり2025実行委員会によって構成する評価委員会が行う。
- ②評価委員会は、企画内容、費用等の次の審査項目について、各委員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を得た者を最優秀者として選定する。最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行い次点者1者を選定する。

審査分類	審査項目	審査基準
(1) 企画提案業務 (メインステージ等における企画提案)	提案内容の優良性	事業の目的を十分理解した提案になっているか。
		提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性、継続性を有し、優れているか。
		伊方町の認知度の向上、誘客の促進につながる企画内容となっているか。
(2) 広報・広告業務	提案内容の優良性	ターゲティングが明確になっているか。
		提案内容は、既存のメディアのみの広告となっていないか。 (SNS やインフルエンサーを活用した広告を打ち出しているか。)
		広告スケジュールは適切か
(1)(2) 共通	経済性	上記審査分類の内容を含む委託業務に即した適切な経費とその内訳が計上されているか。
総合評価		

- ③最高点の者が複数の場合は、審査委員ごとの順位を比較して1位を獲得した数が多い者とし、さらに同数の場合は、評価委員会にて協議の上、候補者を選定することとする。

④評価委員会は非公開とする。

⑤企画提案者が多数の場合は、提出された企画提案書等により書類審査を実施し、概ね3者選定するものとする。なお、この書類審査結果については、令和7年5月19日（月）を目途に事業者に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査結果についての問い合わせには応じられないので、予め了承されたい。

（４）結果通知

選定結果は、選定後すべての業者に通知するが、通知後の問い合わせについては応じられないので、予め了承されたい。

10．契約の締結

（１）最優秀提案者に選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。

（２）契約交渉にあたっては、企画提案の業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、町と契約候補者との協議により、契約締結段階での項目の追加、変更、削除を行えるものとする。従って、契約候補者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

11．失格事由

次に掲げる事由に該当した場合は失格とする。

（１）提出期限に遅れた場合

（２）提出書類に不足があった場合

（３）企画提案書に虚偽の記載がある場合

（４）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（５）当該案件に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合

12．その他

（１）企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

（２）参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。

（３）提出された書類等は返却しない。

（４）本企画提案に係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。

（５）企画提案書等を提出する意向がない場合には、提出期限までに文書又はFAXにて回答すること。

13. きなはいや伊方まつり2025実行委員会事務局

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993-1

伊方町観光商工課（中田、井上、山口）

TEL：0894-38-2657（直通） FAX：0894-38-1373

メールアドレス：shokoshinko@town.ikata.ehime.jp